

ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業のよくある質問

質問①ふるさと納税とは何ですか。

回答①ふるさと納税とは、県や市町村に寄附をすると、寄附金額から2,000円を差し引いた金額が、所得税と住民税から軽減される制度です。控除される金額には上限があり、控除のためには確定申告等の手続きが必要です。
(例)20,000円の寄附→翌年支払うべき住民税から18,000円減額(本来30,000円が12,000円)
→実質2,000円の自己負担

質問②特定の学校に寄附できますが、どのような仕組みで学校に寄附金が届くのでしょうか。

回答②【個人の場合】ふるさとチョイスでのクレジットカード払い等、ゆうちょ銀行の振込用紙での振込、銀行口座への振込、【企業・団体の場合】納入通知書での振込の方法があり、県にいったんお金が入ります。
各学校の計画に基づき、県教育委員会が学校にお金を渡し、各学校において子どもたちのための環境整備を実施しています。

質問③年金しか収入がありませんが、控除が受けられる上限は何円まででしょうか。

回答③自己負担2,000円で控除が受けられる寄附金上限の目安は次のとおりです。(医療費控除等、他の控除を受けていない場合)
・Aさんの場合
(70歳、年金250万円、独身)
→24,000円までの寄附
・Bさんの場合
(63歳、年金200万円、控除対象の配偶者有)
→11,000円までの寄附

質問④寄附金はどのようなことに使われますか。

回答④パソコン、大型プロジェクタなどのICT機器の整備やアクティブ・ラーニング推進のためのテーブルの整備などに活用しています。
いただいた寄附金が、子どもたちのよりよい学習環境の整備に役立っています。